

第2回定例会会議録

令和5年 6月 2日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和5年第2回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
柳澤議会事務局長。

（議会事務局長 柳澤俊義君 登壇）

○議会事務局長（柳澤俊義君） 書類番号1をお願いいたします。

諸般の報告

令和5年6月2日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案8件、報告3件が提出されております。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田るみ議員他10名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから9ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書ですので、後ほどご覧ください。

10ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしま

すので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

5月26日午後1時半より、議会運営委員会を開催し、令和5年第2回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので、報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案8件、報告3件の計11件であります。一般質問の通告者は11名であります。

3月定例会以後提出された陳情は2件あり、受理いたしました。

これにより、会期は、本日より6月12日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程表につきましては、書類番号1、11ページをご覧ください。

令和5年第2回御代田町議会定例会会期及び審議日程表

第 1 日	6 月 2 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日	6 月 3 日	土曜日		議案調査

第 3 日	6 月 4 日	日曜日		議案調査
第 4 日	6 月 5 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日	6 月 6 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日	6 月 7 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日	6 月 8 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日	6 月 9 日	金曜日	午後 1 時 30 分	全員協議会
第 9 日	6 月 10 日	土曜日		休会
第 10 日	6 月 11 日	日曜日		休会
第 11 日	6 月 12 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

12 ページをご覧ください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 7 日 水曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

6 月 8 日 木曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

6 月 7 日 水曜日 午前 10 時 大会議室

6 月 8 日 木曜日 午前 10 時 大会議室

全員協議会開催日程

6 月 9 日 金曜日 午後 1 時 30 分 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 12 日までの 11 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月12日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

4番 森泉謙夫議員

5番 黒岩 旭議員

を指名します。

―――町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、お忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和5年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

3月中旬の職場復帰後、町内を巡っておりますと、町民の方から、元気になって本当によかったとか、無理はしないでねとか、雑音に負けず頑張るとか、いろいろな励ましのお言葉を頂戴いたします。

病气療養中にご心配をおかけしたのは、大変申し訳なく思っておりますけれども、町民の皆さんの優しさに改めて触れることができたことは、私としてはうれしく、ありがたいことだと痛感しております。そういった優しさに支えられて、こうやってこの場に立たせていただいております。

そんな皆様のご期待に応えるべく、今議会、特に念入りに準備させていただいたつもりであります。後ほどご報告申し上げますが、公約集「50のこれから」に関しての進捗状況についても知っていただきたく、お話し申し上げたいと思います。

さて、町政に詳しい方には当たり前の内容になってしまうかと存じますが、骨格予算、肉付予算について、まずご説明したいと思います。

御代田町では、本年2月19日に町長選挙がありました。4月に始まる令和5年度の予算のうち政策的な予算は、新たに選ばれた町長の下で決めていくこととなり

ますので、選挙結果が分からない以上、誰が町長になってもつけるであろう予算を組んでおくこととなります。したがって、3月定例会提出の当初予算については、義務的経費や継続事業を中心として編成をしました。この予算を骨格予算と呼びます。

一方、政策予算を加えた本格予算は、選挙結果を反映させることが日程的に可能な6月議会に提出することになります。この予算を肉付予算、骨に肉をつけるということでそのように呼んでおります。そういったことから、選挙のある年は3月の当初予算以上に6月の肉付予算に政策的内容が凝縮されることとなります。

それでは、主な事業について6点ご紹介してまいります。

1点目としまして、大変重要な子育て分野では、民間の認可保育所の建設に関わる就学前教育・保育施設整備補助金8,391万円を計上しました。現在、大谷地に、3歳未満児のための小規模保育事業所、おおきなあれ保育園みよたを運営しておられる一般社団法人聖歩から、3歳以上児の保育も行うことのできる認可保育所を建設したいとのお申し出があり、当町としましても、現下の課題解決のためには建設が必要との判断から建設に合意したところです。来年4月の開設に向け、準備を進めております。

予定される建設費は1億1,188万円ではありますが、御代田町は、新子育て安心プランの採択を受けていることから、国からの補助率が大変有利な3分の2、頂くことができるため、国庫補助金が7,459万円入ります。その分、町の負担は小さくなりまして、全体の12分の1である932万円にとどまります。

背景や経緯についてですが、近年の核家族化や移住に伴う保育需要の高まりから、保育所等の利用規模は年々増加しております。子どもの出生数が大きく増えているわけではありませんが、保育規模のご家庭の割合が年々高まっています。

私立の保育施設では、国が超過してもよいと決めている定員プラス2割分の枠も使い切って子どもをお受け入れいただいております。町全体での受け入れ人数はほぼ上限に達しております。

そういったことから、昨年4月には、3歳未満児の小規模保育所、アンジュール保育園と、先ほど申し上げました、おおきなあれ保育園みよたの2つを、町の財政支援の下、開園していただきました。ですが、それで安心できるわけではなく、3歳未満児の増加は、当然ながら、すぐに3歳以上児の増加にもつながってまいり

ます。このままですと、今後、待機児童が発生する可能性があるという状態となっております。

また、町民の方からは、御代田町は3歳以上児の保育園が公立しかなく、選択肢がないというお声を頂く機会もございました。今後も、保育需要は増加することが見込まれるため、その需要をしっかりと見極めながら、子育て支援の一助となるように適切に対処してまいります。

2点目として、駅周辺整備検討業務委託料623万円を計上しました。こちらは、駅舎改修や駅周辺整備に向けた検討を実施していく上で必要となる基礎資料を作成するため、調査を実施してまいります。駅北口エレベーター等の将来的な駅舎改修と、周辺整備を含めた一体的な整備について検討を進めるための第一歩になるものと考えております。

3点目としまして、原油価格・物価高騰対策として、事業者及び農業者向けの給付金事業を計上いたしました。電力・ガスなどのエネルギー価格及び食料品価格等の高騰を受けて、国から地方創生臨時交付金が交付されることに伴い、価格高騰の影響を受けている町内事業者及び農業者の経営の安定と事業継続を図るため、当該交付金を活用し、事業者、農業者向けにエネルギー価格物価高騰対応給付金事業を実施いたします。事業者向け給付金の対象者数は500件、農業者向け給付金の対象者数は200件を見込んでおり、今回はポンプで大きく電力を使っている灌水組合に対しても支給いたします。

事業規模を収入額で判定し、その規模に応じて1件5万円から15万円まで支給します。予算として支給総額は、事業者向け給付金が5,495万円、農業者向け給付金が2,485万円をそれぞれ見込んでおります。

4点目として、町単独の3億円道路整備事業を今年度も実施します。本事業は昨年度、令和4年度にスタートし、今年度で2年目となります。これまで町道の整備は、国の交付金を活用しながら計画的に進めてきたものの、町内に張り巡らされたいわゆる生活道路の規模の道路は対象外であり、通常は町が単独費用で改良・修繕することとなります。

私は、これまでも、命を守るインフラの整備を強く訴えてまいりました。救急車が通行できない、介護施設への送り迎え時に高齢者の体に負担になるなど、改善要望は多岐にわたっています。

そこで、昨年度、令和4年度から、従前の数倍に予算規模を大きく拡大し、各地域の要望に応じてきております。これまで、塩野地区の浅間幹線、これはいわゆる1,000m林道のことですけれども、それと馬瀬口地区の下赤沼蓬原線、平和台地区の雪窓平和台線、草越地区の上ノ宮線などの整備が完了しました。各区の区長さんや道路改良をした付近の住民の方からは、役場の道路整備が飛躍的に早くなったとご評価いただいているところであります。

令和5年度は、当初予算に既に1億円計上しておりまして、塩野地区の塩野区内15号線、西軽井沢地区の水原七口線及び東台20号線などを整備します。これに肉付予算として、さらに2億円を積み、寺沢地区の川原田寺沢線、馬瀬口地区の東原郷戸線、西軽井沢地区の上ノ林大久保線、児玉地区の東林4号線などを整備してまいります。

まだまだ町内には長年改良・修繕が済んでいない道路が数多く残っておりますので、道路の傷み具合や利用頻度、地域要望の状況などから、総合的に判断して改良・修繕を計画してまいります。

町民の皆様におかれましては、区を通じて要望を出していただけますとありがたいと考えております。これに加え、今年度は国土交通省道路局所管事項に関し、国庫補助が大きくなりました。

まず、社会資本整備総合交付金、防災安全交付金に関してでありますけれども、町単独事業とは別に、国庫補助事業としての川原田寺沢線の工事があります。拡幅工事です。また、雪窓向原線等の舗装修繕、そして今年度新たに要望した三ツ谷清万線の拡幅工事について、要望の65%から80%と高い内示率をいただき、事業費9,428万円に対し、国庫補助が4,779万円内示されました。

次に、交通安全対策補助事業の歩道整備としての西軽井沢の七口線、こちらは事業費6,000万円に対し、国庫補助は3,300万円、栄町児玉の谷地沢大塚線は事業費2億円に対し、国庫補助1億1,000万円がつき、こちらはいずれも要望に対し、満額100%の内示をいただきました。さらに、橋梁の法定点検・長寿命化計画策定・補修に関しては、要望の74%弱が内示され、事業費6,651万円に対し、国庫補助が3,658万円となりました。これらトータルしますと、事業費ベースで4億2,079万円、このうち国庫補助が2億2,737万円つきました。

令和3年度要望では、特に舗装修繕の内示率が4%不足という浮き目に遭いま

したけれども、その後、国土交通省に出向いたり、国会議員の皆様にも陳情に行ったりと活動を続け、御代田町の各事業にご理解いただき、今回の結果となったものと思います。引き続き、今後は、議会の皆様とも手を携えて、陳情活動に力を注ぎたいと考えております。また、国道・県道についても、地域の声を聞き、積極的に改善を要望してまいります。工事期間中はご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続いて、まちづくりに関する事業についても2つご説明いたします。

通しでいきますと5点目ですけれども、都市構造再編集中支援事業については、西軽井沢地区からの避難道路としての機能の確保を目的にしまして、東原西軽井沢線の整備に着手するため、立地適正化計画を令和5年3月31日、今年の3月31日に公表いたしました。これにより、都市構造再編集中支援事業を活用することが可能となりました。

令和5年度から令和9年度の5か年計画で、東原西軽井沢線1工区、駅周辺の小田井追分線、駅前5号線のほか、駅西駐車場、龍神の杜公園の複合遊具等の整備に着手します。

道路関連で事業費1億3,643万円、このうち国庫補助金の内示額が5,015万円、公園整備で事業費6,700万円、このうち国庫補助金の内示額が3,350万円となり、それぞれ計上しました。国庫補助金は合わせて8,365万円と大きな金額となっております。

6点目として、都市計画区域拡大の検討です。近年、都市計画区域外に建築物の建築が増えており、今後も増加が見込まれます。土地利用をコントロールし、無秩序な市街化の抑制と道路等の都市施設の適正な配置、また、自然環境の保全及び景観との調和が必要となっております。このため、都市計画区域の拡大について検討するための委託費用として785万円を計上しました。

以上のとおり、骨格予算に対する肉付けの補正予算の主な内容についてご紹介しました。

子育て、駅周辺整備、原油価格・物価高騰対策、幹線から生活道路に至るまでの道路整備、都市構造再編、都市計画の見直し等、御代田町の将来に向けての事業をふんだんに盛り込みました。これまでと同様に、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、今定例会で予算をお認めいただいたと仮定しまして、公約集「50のこれ

から」の達成度がどの程度となるか、お示ししたいと思います。

達成済みとなるものは、1番、国保税のさらなる引下げの検討、2番、事業者・農業者向けに物価高騰対策推進、6番、地域猫の不妊・去勢手術への補助金検討、10番、高齢者生活応援券配布を継続、11番、小中学校の給食費無償を継続、20番、町単独道路改良・修繕の年3億円投入を継続、34番、部活の地域化に伴う家庭負担を独自軽減、35番、民間認可保育所の誘致を検討、40番、エコール20周年記念事業の推進の9つとなります。

2期目開始から3か月余りで、おかげさまで公約達成度は18%となりますので、まずまずの滑り出しかと考えております。

さて、本日提案しました案件は、専決処分事項の報告1件、事件案1件、条例案2件、補正予算案4件、報告事項3件の計11件です。

専決処分事項の報告の1件につきましては、令和5年度一般会計補正予算（第1号）についてです。

既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,077万円を増額し、歳入歳出総額を74億9,353万円とするものです。こちらは、国の施策による低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業及びひとり親世帯臨時特別給付金に係る事務費の補正でありまして、対象となる世帯の児童1人当たり5万円を給付するものです。こちらは、一日も早い事務執行の必要性から、5月1日付で専決処分させていただきました。

事件案の1件につきましては、御代田町農業委員会の委員の選任についてです。

本年7月19日をもって任期が満了となるため、農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により、議会の同意を求めるものです。

条例案の2件につきましては、令和5年4月から、こども家庭庁が設置されたことに伴い、各条例で引用している子ども・子育て支援法及び学校教育法の見直しが行われたため、御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例及び御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正するものであります。

補正予算案につきましては、令和5年度一般会計補正予算及び特別会計等の補正予算3件の合計4件となっております。

1件目の令和5年度一般会計補正予算案（第2号）は5億1,800万円を増額し、歳入歳出とも総額を80億1,153万円とするものであります。

冒頭で申し上げました事業のほか、主な内容としましては、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術補助金として50万円、保健事業関連の補助金事業としまして、がん患者の就労や社会参加の促進のため、アピアランスケア補助金10万円など、生活に密着した施策を展開するための予算を計上しました。

国からの新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源とした給付金事業として、低所得世帯へ1世帯当たり3万円を給付する生活支援金給付事業4,631万円を増額しました。

住宅関連事業として、町営住宅平和台団地の老朽化に伴う南側5棟の解体工事の完了を受け、空いた土地に10区画を造る土地分譲造成工事4,180万円と3,000m²以上の宅地分譲に対する12区画分の宅地開発補助金600万円を補正しました。

また、建設から20周年を迎えたエコールみよたの記念事業費として、20周年記念事業委託料193万円などを計上しました。

その他特別会計の補正予算につきましては、御代田町国民健康保険事業勘定会計補正予算案（第1号）で、事業費確定による増額補正、御代田町公共下水道特別会計補正予算案（第1号）では、新築住宅が増えることによる下水道管路工事費の増額補正、御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）は、人事異動に伴う人件費の減額補正を計上しております。

報告事項の3件につきましては、令和4年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、損益計算書、令和5年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告について、令和4年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議いただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願い申し上げます。令和5年第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 議案第51号 専決処分事項の報告について（令和5年度御代田町一般会計補正予算（第1号））―――

○議長（五味高明君） 日程第5 議案第51号 専決処分事項の報告についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書3ページ、お願いいたします。

議案第51号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月2日 提出

御代田町長 小園拓志

4ページ、お願いします。

専第8号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和5年5月1日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして

専決処分したのは、令和5年度御代田町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

6ページをお開きください。

令和5年度御代田町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,077万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億9,353万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の7ページ、お願いします。

今回、専決補正させていただきましたのは、国の施策による食費等の物価高騰対策として、低所得の子育て世帯に対し給付金を支給し、生活支援を行うものでござ

います。

「第1表 歳入歳出予算補正」、初めに歳入です。

款15国庫支出金、項1項2国庫補助金、補正額1,066万9,000円です。こちらは子育て世帯生活支援特別給付費補助金になります。補助率10分の10になります。

款16県支出金、項2県補助金、補正額10万8,000円です。こちらは、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務の事務費補助金になります。こちらも補助率10分の10です。

歳入合計補正額1,077万7,000円の増額補正になります。

8ページお願いします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、補正額10万8,000円の増額でございます。こちらが、ひとり親世帯臨時特別給付金の届出事務に係る事務費になります。こちらは、児童1人当たり5万円の給付、給付については県が行うものです。

項2児童福祉費1,067万2,000円の増額補正です。こちらが、子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業になります。ひとり親世帯以外の低所得世帯で、児童手当受給者は町民課子ども係、それから高校生のみ及び家計急変世帯の受給者は、保健福祉課福祉係が担当します。児童1人当たり5万円の給付を実施します。対象者は、児童手当受給世帯で170名、その他世帯で20名を見込んでおります。

款14予備費は、3,000円を減額しまして、歳出合計1,077万7,000円の増額補正となります。

説明は以上になります。ご承認をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第51号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第52号 御代田町農業委員会の委員の選任について―――

○議長(五味高明君) 日程第6 議案第52号 御代田町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井産業経済課長。

(産業経済課長 金井英明君 登壇)

○産業経済課長(金井英明君) 議案書14ページをお願いいたします。

議案第52号 御代田町農業委員会の委員の選任について

下記の者を、御代田町農業委員会の委員に選任したいから、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年6月2日 提出

御代田町長 小園拓志

本案は、7月19日に現委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命したいため、議会の同意をお願いするものです。

また、ご提案いたします御代田町農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律第8条第5項により、委員の任命に当たっては、認定農業者である個人及び認定農業者である法人の役員又は使用人が委員の過半数を占めるようにしなければならない。また、同条第6項では、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定されております。これに従い、同法施行令、同法施行規則のほか、御代田町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則に従い、広報等で農業委員候補者の募集を行い、地区や団体から推薦された方々であります。

下記のとおり14名の農業委員の選任を上程させていただきます。

敬称は省略させていただきます。また、住所、生年月日についても記載のとおりとし、省略させていただきます。

荻原 隆、区長推薦の認定農業者でございます。

荻原茂美、区長推薦の認定農業者でございます。

大井壽尚、区長推薦の認定農業者でございます。

佐藤孝男、区長推薦でございます。

鈴木健之、区長推薦の認定農業者でございます。

土屋昌良、区長推薦でございます。

山本裕之、区長推薦の認定農業者である法人の業務を執行する役員でございます。

白井佳代子、農業経営を行っておらず、利害関係を有しない者として一般公募でございます。

飯塚仁子、区長推薦の認定農業者でございます。

内堀文夫、区長推薦の認定農業者でございます。

内堀悦子、区長推薦でございます。

堀籠 至、区長推薦でございます。

荻原正康、区長推薦の認定農業者でございます。

古越久男、区長推薦の認定農業者でございます。

以上14名の農業委員の選任について、同意を求めるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議案第52号 御代田町農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第7 議案第53号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第53号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書の15ページをお開きください。

議案第53号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月2日 提出

御代田町長 小園拓志

16ページをお願いします。

本条例案は、こども家庭庁が設置されたことに伴う関係法律の整備により、子ども・子育て支援法が一部改正されたため、必要な改正を行うものです。

改正内容でございますが、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことに伴う条項ずれに対応するものです。

議案書16ページ、17ページは改正案、18ページから27ページは新旧対照表です。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 8 議案第 5 4 号 御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 8 議案第 5 4 号 御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 議案書の 2 8 ページをお開きください。

議案第 5 4 号 御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について

御代田町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 9 ページをお願いします。

本条例案は、こども家庭庁が設置されたことに伴う関係法律の整備により、子ども・子育て支援法が一部改正されたため、必要な改正を行うものです。

改正内容でございますが、子ども・子育て支援法第 7 7 条に定められている市町村等における合議制の機関に関することが、法第 7 2 条に改正されたことに伴う条項ずれに対応するものです。

議案書 2 9 ページは改正案、3 0 ページは新旧対照表です。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 9 議案第 55 号 令和 5 年度御代田町一般会計補正予算案

(第 2 号) について―――

○議長 (五味高明君) 日程第 9 議案第 55 号 令和 5 年度御代田町一般会計補正予算案 (第 2 号) についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長 (内堀岳夫君) 議案書 31 ページ、お願いいたします。

議案第 55 号 令和 5 年度御代田町一般会計補正予算案 (第 2 号) について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御代田町一般会計補正予算 (第 2 号) を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

御代田町長 小園拓志

33 ページ、お開きください。

令和 5 年度御代田町の一般会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 1,800 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80 億 1,153 万 6,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

次の第 1 表 歳入歳出予算補正につきましては、議案書とは別資料になります、資料番号 1 でお願いいたします。

それでは、内容について説明いたします。

まず、歳入について主なものを説明していきます。

款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、補正額 2 億 3,444 万 4,000 円の増額です。このうち新たに計上したものとして、コロナ対応地方創生臨時交付金 9,661 万 5,000 円は、低所得世帯支援給付事業分として 4,631 万 6,000 円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分として 5,029 万

9,000円を計上しました。

次に、都市構造再編集中支援事業補助金8,590万円は、今年度から実施する東原西軽井沢線などの道路事業と龍神の杜公園整備などに対する補助金になります。

このほか就学前教育・保育施設整備交付金7,458万8,000円は、令和6年4月に開設予定の認可保育所建設費用に係る補助率3分の2の補助金でございます。

款16県支出金、項2県補助金は、補正額122万4,000円の増額で、このうち新たなものとしては、がん患者の就労や社会参加の促進のためのアピアランスケア助成事業補助金5万円を計上しております。

款19繰入金、項1基金繰入金1億1,088万2,000円は、ふるさと創生基金から繰り入れるものでございます。こちら、駅待合室リニューアル負担金や防犯カメラの設置工事、それから龍神の杜公園整備工事など、こちらの財源として繰入れを行います。

款21諸収入、項4雑入は、補正額445万円の増額で、このうちコミュニティ事業助成金390万円は、向原区、一里塚区と馬瀬口区自主防災会、こちらの事業が新たに採択されたため増額するものです。

款22町債は1億6,700万円の増額で、町単独事業の道路改良工事、こちら、昨年度同様3億円の事業となるように2億円を増額補正しましたので、地方道路整備事業債1億円の増額と、新たに都市構造再編集中支援事業を実施することにより、公共事業等債6,700万円を増額するものです。

歳入合計補正額5億1,800万円となっております。

次に、2ページ、お願いします。

歳出になります。こちらも新規事業の主なものについて説明をいたします。

款2総務費、項1総務管理費は、2,813万7,000円の増額で、駅周辺整備検討業務委託料623万7,000円は、御代田駅舎改修や駅周辺のまちづくり整備に向けた検討を進めていく上で必要となる基礎調査のほうを行っていきます。

また、駅待合室リニューアル負担金500万円は、しなの鉄道が行う御代田駅待合室のリニューアルに対する町の負担金になります。

款3民生費、項1社会福祉費は4,839万3,000円の増額で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金4,500万円は、こちら、価格高騰による負担増の生活支援としまして、コロナ対応地方創生臨時交付金を財源として、低所得世

帯へ1世帯あたり3万円を支給するものでございます。

項2児童福祉費は7,759万円の増額で、就学前教育・保育施設整備補助金8,391万1,000円は、国の補助制度を活用して、令和6年4月に開設予定の保育所建設に対する補助金となります。

款4衛生費、項1保健衛生費は9,838万円の増額で、このうち、飼い主のいない猫に対する不妊・去勢手術補助金50万円は、新たな補助制度を設けて、望まない猫の繁殖を制限し、町民の快適な生活環境の保持を図るものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費は2,638万円の増額で、農業者向け原油価格・物価高騰対応給付金2,485万円は、物価高騰の影響を受けた農業者を支援するため、こちら、コロナ対応地方創生臨時交付金、こちらを財源としまして、所得に応じて1人当たり5万円、10万円、15万円、こちらの給付金を支給するものでございます。こちら200件を見込んでおります。

同様に、款7の商工費には、事業者向けの原油価格・物価高騰対応給付金5,495万円を計上しまして、農業者と同様に、所得に応じた給付金で事業者を支援します。こちらのほうは500件を見込んでおります。

款8土木費、項2道路橋梁費は2億7,962万3,000円の増額で、道路新設改良事業費2億円は、こちら当初予算で1億円を計上していましたが、昨年度同様3億円とするものでございます。こちらは、昨年度からの継続路線に加えまして、清万一里塚線、それから川原田寺沢線などの道路改良工事、こちら18路線を予定しております。

続いて、都市再生整備計画事業費1億3,643万3,000円は、都市構造再編集集中支援事業補助金を財源としまして、東原西軽井沢線と南浦4号線の道路新設事業、こちらに着手するとともに、蛇谷地国道線などの道路改良事業を進めます。

項4の都市計画費は7,698万2,000円の増額で、公園施設整備工事6,734万2,000円は、龍神の杜公園の複合遊具、こちらを、障害をお持ちの方にも利用しやすい複合遊具とし、園内の改修整備をするほか、防犯カメラについても設置をしていきます。

都市計画変更支援業務委託料785万4,000円は、都市計画区域外での建築が増えているため、都市計画区域の拡大について検討するための委託業務となります。

項5住宅費は4,780万1,000円の増額で、こちら、町営平和台団地の南側5棟の解体工事、完了したことから、宅地を10区画整備する造成工事費4,180万円を計上しております。

3ページ、お願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費です。こちら、防犯カメラ設置工事で101万2,000円として、中学校への設置を予定しております。

項4社会教育費は702万円の増額で、エコールみよた20周年記念イベント事業委託料193万8,000円などを計上しております。

項5保健体育費は900万2,000円の増額で、体育施設整備備品239万1,000円、こちらは体育館の環境整備のため、新たに暖房機と扇風機を購入するものでございます。

また、部活動外部指導員謝礼151万2,000円は、休日に行われる中学校部活動の指導員に対する謝礼になります。

款14予備費は1億5,284万4,000円を減額しまして、歳入歳出調整をして、歳出合計補正額5億1,800万円となっております。

また、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の37ページ、お願いいたします。

第2表、地方債の補正になります。こちら、地方債の変更になります。

公共事業等は、都市構造再編集集中支援事業の道路事業等公園整備事業、こちらを増額補正することに伴いまして、補正後の限度額2億3,420万円として6,700万円の増額、それから地方道路等整備事業は、町単独の道路改良事業を2億円増額補正したことによりまして、補正後の限度額を1億5,000万円として1億円の増額をするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

説明については以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

内堀綾子議員。

○3番（内堀綾子君） 議席番号3、内堀綾子です。議案第55号 令和5年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）、タブレット上44ページについて、歳出、款2総

務費、項1総務管理費、目5財産管理費、02001財産管理費400万5,000円の内容について、また町有地プロポーザル審査委員報酬8万円、手数料292万4,000円、調査測量設計委託料99万4,000円の詳細についてお願いいたします。

追加で、まだ何点かございます。

歳出、タブレット上ページ、42ページ、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、12060不動産鑑定委託料28万6,000円の詳細についてもお願いいたします。

次、タブレット上、40ページ、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1小学校費補助金、理科教育設備整備等補助金の詳細もお願いいたします。

次、タブレット42ページ、歳入、款16県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金、節3中学校費、部活動指導員事業補助金について、これに関して、歳出、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、部活動指導員事業補助金のうち、部活動指導員報酬の減額理由をお知らせください。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀岳夫君） それでは、私のほうからは、タブレット44ページの財産管理費についてお答えいたします。

まず、こちらは、町有地売却に係る経費を計上しております。

最初に、町有地プロポーザル審査委員報酬8万円につきましては、公募式プロポーザルの審査委員会、こちら2回分の報酬を計上しております。

続きまして、手数料292万4,000円につきましては、旧役場跡地の外周測量、それから境界復元手数料として122万9,000円、旧役場跡地構造物、車庫ですとか、擁壁ですとか、進入路ですとか、そういったものの撤去費を算出するための測量手数料として99万円、そのほかは売却が見込まれるほかの町有地ですね、こちらの境界復元手数料として70万5,000円を計上しております。

次の調査測量設計委託料、99万4,000円です。こちらにつきましては、旧役場跡地の土地の価格の鑑定で77万5,000円、そのほかの町有地の土地鑑定委託料としまして21万9,000円となっております。こちらが1点目になりま

す。

それから、2点目の、同じく44ページの企画費の中の不動産鑑定委託料28万6,000円についてでございます。

こちらは、今年度から始まる都市構造再編集中支援事業の一つになります、既存の駅西駐車場、こちらの拡張を予定しております。こちらの用地購入に向けまして、不動産鑑定士へ土地の適正価格を算出するため委託を予定しておりますので、その金額を計上したものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部晃彦君） それでは、3点目の、理科教育設備整備費等補助金、こちらの内容についてご説明いたします。

この補助金ですが、小学校における理科の観察・実験活動の充実を図るための補助事業となっております。

現在、北小学校では国の学級編成基準を満たしていないことから、県の費用による理科専科の教職員の配置がされておられません。配置のある南小学校との均衡を保つために、町の費用で理科教科の支援員を配置しております。その費用もこの補助金の対象となることから補助申請を行ったものでございます。

なお、補助率3分の1となっておりますが、実際は上限額が定められておりますので、計上した金額の交付となっております。

続きまして、41ページになるかと思えますけれども、歳入の部活動指導員事業補助金につきましてでございます。こちらですが、市町村が中学校の部活動に、教員に代わって部活動顧問や大会の引率を行うことができる部活動指導員の配置を行う場合において、その経費の一部を国と県が補助し、生徒にとって望ましい活動環境の構築及び教員の働き方改革の実現を図ること、こういったことを目的としている補助金でございます。補助率ですが、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1となっております。

また、部活動指導員1人当たりの補助上限額、定められておりまして、年額33万6,000円となっております。

これの歳出の関係でございます。65ページになるかと思えますが、部活動指導員報酬の減額理由ということでございます。こちらについては、令和5年度当初予

算におきまして、節の1、報酬から支払う予定で予算計上をしておりましたが、節の7報償費からの支出が適切だということで、節1報酬の67万2,000円、こちら全て減額し、その分を節7の報償費の中にある部活動指導員謝礼に組み替えて予算を計上しています。

なお、予算の組替えに加えて、当初2名の部活動指導員を見込んでおりましたが、中学校等と協議した結果、運動部5名、文化部1名の合計6名の申請を行い、内示をいただいております。人数が増えた分の事業費を増額しておるものでございます。以上です。

- 議長（五味高明君） 内堀綾子議員。
- 3番（内堀綾子君） 以上です。
- 議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前11時18分）

（休 憩）

（午前11時28分）

- 議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

金井産業経済課長より発言を求められておりますので、これを許可します。金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

- 産業経済課長（金井英明君） 先ほどの議案第52号 御代田町農業委員会の委員の選任について、こちらで氏名の説明に誤りがありました。

表の下から2番目の方で、「萩原」と説明いたしましたが、正しくは「萩原正康氏」です。お詫び、訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

―――日程第10 議案第56号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について―――

- 議長（五味高明君） 日程第10 議案第56号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

浅川保健福祉課長。

(保健福祉課長 浅川英樹君 登壇)

○保健福祉課長(浅川英樹君) それでは、議案書の71ページをご覧ください。

議案第56号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和5年6月2日 提出

御代田町長 小園拓志

73ページ、ご覧ください。

令和5年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ307万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,098万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

74ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金7万5,000円の増額でございます。出産育児一時金については、厚生労働省社会保障審議会(医療保険部会)の議論の整理において、出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされました。町ではこれに準ずることにより、補助金が交付されることになりましたので、増額をするものでございます。

款4県支出金、項1県補助金220万8,000円の増額でございます。特別交付金の中の保険者努力支援事業費分について、歳出で補正をしている特定健診実施委託料中、特定健診受診勧奨事業について、交付対象となることから増額をするも

のでございます。補助率10分の10でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金79万5,000円の増額でございます。国庫補助金でご説明いたしました、出産育児一時金につきまして、42万円から50万円に引き上げますが、その差額分8万円分について、繰入れ基準に基づいた繰入金を増額するものでございます。

歳入合計307万8,000円の増額補正でございます。

75ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費5,000円の増額でございます。こちらはオンライン資格確認等の運営負担金単価が2円から2.1円に増額となったため、差額分を増額するものでございます。

款2保険給付費、項3出産育児一時金120万円の増額でございます。こちら先ほど歳入でご説明いたしました、国の方針に基づく出産育児一時金の差額分を増額するものでございます。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費220万9,000円の増額でございます。特定健診未受診者に対して、過去の健診記録やレセプトデータを基に、対象者に合わせた通知を発送することで、自分自身の健康に対する関心を持ってもらい、受診率向上を図る事業を実施するため、増額をするものでございます。

款7項1予備費につきましては、33万6,000円の増額となっております。

歳出合計307万8,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第57号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第57号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

(建設水道課長 小林 靖君 登壇)

○建設水道課長(小林 靖君) それでは、議案書81ページをご覧ください。

議案第57号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)について説明をいたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出します。

令和5年6月2日 提出

御代田町長 小園拓志

83ページをご覧ください。

令和5年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,764万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,593万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の84ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

款3繰入金、項1他会計繰入金、補正額386万3,000円の減額は、人事異動による職員給料の減額に伴う一般会計からの繰入金の減額になります。

款5諸収入、項2雑入、補正額1万円の増額は、金抜設計手数料の増額でございます。

続いて、款6町債でございますが、2,150万円の増額は、事業量の増加に伴

う起債借入額の増加によるものでございます。

したがいまして、歳入合計は1,764万7,000円を増額し、総額8億9,593万5,000円となります。

次の85ページをご覧ください。

歳出です。

款1土木費、項1都市計画費、補正額1,764万7,000円の増額は、都市構造再編集中支援事業で実施します、道路新設（南浦工区）の工事及び西軽井沢地区、それから向原地区の住宅建築による公共下水道の未整備地区に下水道を整備するための実施設計業務委託料480万円の増額、西軽井沢地区、向原地区、栄町地区の住宅建築及び宅地造成による下水道管路施設工事1,670万円の増額、また人事異動による一般職人事管理経費385万4,000円の減額によるものでございます。

款2公債費は、財源変更により増減はありません。

したがいまして、歳出合計は1,764万7,000円を増額し、総額8億9,593万5,000円となります。

次の86ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正です。変更します。

こちらは令和4年度、令和5年度の債務負担行為で実施する社会資本整備総合交付金事業の処理場施設管理業務及び処理場補修工事でしたが、コロナ禍やウクライナ侵攻などの影響により、機械類の搬入状況が悪く、資機材等の生産、納入が見込めませんでした。

また、そのため、令和4年度に実は発注をしましたが、これを受けられる事業者がありませんでした。本年度については、機器類等の生産、納入が見込めることを事業所等に確認しまして、本年度工事等の発注を行います。そのため、令和6年度までの債務負担行為として実施するものでございます。限度額についての変更はありません。

次の87ページをご覧ください。

第3表、地方債補正です。こちら変更します。

起債の目的は、公共下水道事業です。歳出で説明しました、下水道管路実施設計及び工事の増額によるもので、補正前の限度額1億2,170万円を2,150万円

増額し、補正後の限度額を1億4,320万円とします。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

以上のとおり、ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第58号 令和5年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第58号 令和5年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、議案書の93ページをご覧ください。

議案第58号 令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について説明をいたします。

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出します。

令和5年6月2日 提出

御代田町長 小園拓志

95ページをご覧ください。

令和5年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第1条 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第51款水道事業費用、第1項営業費用としまして

61万5,000円の減額は、人事異動による総係費61万5,000円の減額をお願いするものでございます。

第2項、営業外費用及び第4項予備費については、増減はありません。

したがって、補正額の合計は61万5,000円の減額で、総額1億9,055万8,000円となります。

続いて、職員給与費の補正でございます。

第2条、予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、人事異動に伴う総係費の減額をお願いするものでございます。職員給与費としまして、61万5,000円の減額をお願いするもので、97ページにもありますように、給料33万2,000円、手当11万8,000円、法定福利費16万5,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

したがって、補正額の合計は61万5,000円の減額で、総額2,722万5,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ここで、浅川保健福祉課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） 先ほど、令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明をさしあげました。

75ページの歳出予算の中で、款7項1予備費につきまして、「33万6,000円の増額」とご説明をさせていただきましたが、正しくは「33万6,000円の減額」となっております。訂正をさせていただきます、お詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（五味高明君） 以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第53号から議案第58号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付

託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託するこ
とに決しました。

――日程第13 報告第3号 令和4年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、
貸借対照表及び損益計算書の報告について――

○議長(五味高明君) 日程第13 報告第3号 令和4年度御代田町土地開発公社事業
報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書98ページ、お願いします。

報告第3号 令和4年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表
及び損益計算書の報告について

令和4年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計
算書を、令和5年5月18日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、
地方自治法243条の3第2項により、別紙のとおり報告します。

令和5年6月2日

御代田町長 小園拓志

事業内容につきましては、101ページの事業報告書から説明いたします。

101ページ、お願いいたします。

令和4年度(第51期)事業報告書

2番になります、理事会議決事項

令和4年度は理事会のほうを2回開催しまして、下記の2件の議決をしました。

それぞれ報告書のとおりでございます。

3の会計です。

(1) 財産目録です。

1、流動資産。

このうち、(1)としまして、現金及び預金655万6,288円。この内訳につきましては、普通預金と定期預金となっております。

(2)公有用地、7,259万3,028円。こちらは旧鉄道用地と代替用地となっております。

(3)土地造成事業用地1億3,871万9,040円。こちらはやまゆり工業団地となっております。資産合計で2億1,786万8,356円となっております。

102ページ、お願いします。

損益計算書になります。

1の事業収益と2の事業原価、こちら共にありません。

3、販売費及び一般管理費です。こちら17万1,000円で、内訳は役員報酬10万円、それから法人町県民税7万1,000円となります。

4の事業外収益、こちらは受取利息100円で、3件の受取利息がありました。

5番、事業外費用と6の特別利益、7、特別損失、こちらはありません。

当期の損失ですが、17万1,000円の事業損失、こちらに4番の事業外収益を加えた17万900円が経常損失です。また、経常損失が当期純損失となり、結果としまして、当期損失額となっております。

次に、103ページ、お願いします。

貸借対照表になります。

最初に、資産の部についてです。

1の流動資産につきましては、先ほどの財産目録で説明したとおりですので、説明、省略させていただきます。

2の固定資産、ありませんので、資産の合計は2億1,786万8,356円です。続きまして、負債の部になります。

1の流動資産はありません。

2の固定資産、こちらは長期借入金で1億5,170万円、こちら、土地開発基金から長期借入れしているものでございます。

負債の合計が1億5,170万円です。

続きまして、資本の部になります。

1の資本金、こちら基本財産としまして350万円、こちらは公社設立当初からの町からの出資金になります。

2番の準備金または欠損金、こちらは前期繰越準備金と当期純損失、こちらを通算しまして、準備金合計で6,266万8,356円となります。

よって、資本の合計としましては6,616万8,356円です。

負債合計と資本合計を通算した負債資本合計は2億1,786万8,356円となりまして、上段の資産合計と一致するものでございます。

続きまして、104ページ、お願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書になります。

1の事業活動によるキャッシュ・フロー、こちら土地造成事業支出、その他事業支出はありません。

人件費支出につきましては10万円で、こちら役員報酬、その他業務支出は7万1,000円で個人町県民税、その他利息の受取額が100円で、これらを通算しまして、事業活動によるキャッシュ・フローは17万900円のマイナスとなっております。

2番の投資活動によるキャッシュ・フロー、それから3番、財務活動によるキャッシュ・フロー、こちらについてはありませんでした。

以上、3つのキャッシュ・フローの合計から、令和4年度の現金同等物の期末残高につきましては、655万6,288円となります。

これ以降の105ページからは決算に関する説明書、それから107ページからは附属明細表、113ページは監査報告書となっております。ご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（五味高明君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和4年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを終わります。

―――日程第14 報告第4号 令和5年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び

第1回補正予算の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 報告第4号 令和5年度御代田町土地開発公社変更

事業計画及び第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書114ページ、お願いします。

報告第4号 令和5年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告について

令和5年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算を、令和5年5月18日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法243条の3第2項により、別紙のとおり報告します。

令和5年6月2日

御代田町長 小園拓志

116ページ、お願いいたします。

こちら、令和5年度御代田町土地開発公社事業計画でございます。

令和5年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおり変更する。

1番としまして、用地売却計画。

(1) 用地名、旧鉄道用地(大字御代田3910番地27)。

(2) 売却予定面積、174m²。

(3) 売却予定額、297万7,100円です。

こちら、当初の事業計画では、この長期土地の売却を予定しました。今回、事業計画の変更につきましては、この土地の土地鑑定が終了したため、売却予定金額を、資料のとおり297万7,100円に変更するものでございます。

117ページお願いします。

こちら、第1回の補正予算書になります。

収益的収入及び支出の第2条になります。

まず収入になります。

第1款の事業収益です。既決予定額83万1,000円に、補正予算額214万6,000円を増額しまして、合計297万7,000円となります。こちらが先ほど申し上げた、旧鉄道用地の事業収益となります。

収入における補正予算は以上になります。収入合計で297万8,000円とな

っております。

続きまして、支出になります。

第1款、事業原価になります。既決予定額17万7,000円に、補正予算額35万7,000円を増額しまして、合計53万4,000円となります。こちらが旧鉄道用地の事業原価となります。

支出における補正予算は以上になります。支出合計で71万7,000円となっております。

一番下になります。収益的収入支出の差引額については、226万1,000円となります。

次に、118ページをお願いします。

資本的収入及び支出については、変更はありません。

次の119ページからは、ただいま説明しました、事業計画の明細、それから123ページからは、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表となっております。

それから、最後、126ページについては、附属明細表となっておりますので、また後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（五味高明君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和5年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてを終わります。

―――日程第15 報告第5号 令和4年度御代田町繰越明許費繰越計算書の

報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 報告第5号 令和4年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書 132 ページ、お願いします。

報告第 5 号 令和 4 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 4 年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 5 年 6 月 2 日

御代田町長 小園拓志

133 ページ、お願いします。

まず最初に、一般会計になります。こちら、いずれも年度内の完了が見込めないため繰越しをしたものでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は母子衛生関係経費で、翌年度繰越額が 234 万 8,000 円となります。

内容は、出産子育て応援給付金、1 人当たりの支給額 5 万円、こちらの 20 名分とシステム改修費になります。こちら、令和 5 年の 2 月と 3 月に出生届が出された方への面接が今年度にずれ込むために繰り越して支給するものです。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費は農業振興事業で、翌年度繰越額が 148 万 5,000 円となります。国が実施している肥料価格高騰対策の土壌診断に係る補助金で、佐久浅間農協や農業法人を中心に、令和 5 年の 2 月から 5 月にかけて取りまとめるため、翌年度の繰越しとなります。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、こちらのまず一つ目が、社会資本整備総合交付金事業、道路修繕事業で翌年度繰越額が 4,731 万 1,000 円です。川原田寺沢線の道路改良について、用地買収などで時間を要したものです。

二つ目が、交通安全対策補助事業、道路改良事業で翌年度繰越額が 9,133 万 4,000 円です。こちら、町道七口線と谷地沢大塚線、こちらの道路改良事業費で、施行上の制約や物件補償調査、こちらに時間を要したため、繰り越すものでございます。

項 4 都市計画費は都市計画変更支援業務で、翌年度繰越額が 29 万 7,000 円です。令和 4 年度から 5 年度までの複数年契約になっておりまして、契約の支払限度額の規定によりまして、一部を翌年度へ繰り越すものです。

款 10 教育費、項 4 社会教育費は社会教育総務費、こちら、複合文化施設維持管理業務で翌年度繰越額が 2,085 万 8,000 円です。こちらは、エコールみよた

の空調中央監視装置、それからあつまりホールの空調の部品供給、こちらがコロナウイルスの影響により遅れたことから、翌年度へ繰り越して実施するものでございます。

一般会計分は合計6事業で、翌年度繰越額の合計が1億6,363万3,000円となります。

それぞれの事業ごとの財源の内訳につきましては、計算書のとおりでございます。続きまして、公共下水道事業特別会計分になります。

款1土木費、項1都市計画費、公共下水道建設事業維持管理経費では、翌年度繰越額が203万4,000円で、企業会計移行委託料になります。

続いて、公共下水道建設事業経費では、翌年度繰越額7,000万円で、こちらはストックマネジメント計画に基づく処理場改築工事費になります。

続いて、特定環境保全公共下水道建設事業では、翌年度繰越額が1,810万円で、こちらがマンホールポンプの工事費用になっています。いずれも年度内の完了が見込めないため、こちら繰越しをしたものでございます。

公共下水道事業特別会計分は合計3事業で、翌年度繰越額の合計額が9,013万4,000円です。

説明は以上となります。

○議長（五味高明君） 以上で、報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって令和4年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

―――日程第16 陳情第8号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情―――

―――日程第17 陳情第9号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を

近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情―――

○議長（五味高明君） 日程第16 陳情第8号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情、日程第17 陳情第9号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並み

の水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情につきましては、お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第95条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審査をお願いします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前11時55分